

## [事案 30-140] 既払込保険料返還請求

・平成 31 年 3 月 18 日 和解成立

### <事案の概要>

入院給付金が支払われなかったこと等を不服とし、契約時または以前の入院給付金支払い時以降の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

破水による誘発分娩のため入院したので（入院②）、平成 18 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、正常分娩であることを理由に給付金が支払われず、さらに、以前の同じ原因による入院（入院①）に対して支払い済みの給付金の返還を求められた。しかし、以下の理由等により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 入院①・②の双方に対して、他社からは入院給付金が支払われた。給付金が出ない保険には、そもそも加入する必要がなかった。
- (2) 入院①は当初「異常分娩」によるものと査定されていたにもかかわらず、入院②の調査に伴い、「正常分娩」に覆った。しかし、これは被保険者および被保険者の配偶者からの要請に基づく調査によるものであり、保険会社の能動的な調査によるものではない。

### <保険会社の主張>

入院①・②がいずれも「正常分娩」を原因とする入院であることが判明した以上、約款に基づき、これらは入院給付金の支払対象にはならないので、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者と被保険者の配偶者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、他社から給付金が支払われたことが本契約にもとづく入院給付金の支払理由になるわけではなく、保険会社が入院②について入院給付金を支払わず、入院①について支払い済みの給付金を返還請求したことは正当であると認められるものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 入院①が正常分娩を目的とした入院であったことは、給付金請求時に提出された領収書の記載および入院状況報告書の記載から明らかであった。
- (2) 入院①に対する入院給付金の支払いにより混乱を招いたことは否定できず、保険会社もこれを認めている。